

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東海村は、面積は約38k㎡と非常にコンパクトな村である。人口は、令和4年4月1日現在37,799人(常住人口)で、震災前と比べてもほぼ横ばいに推移している。

産業構造としては、村内に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構や大強度陽子加速器施設など研究施設があるため、原子力関連産業が東海村の主力産業のひとつとなっている。また、近隣には株式会社日立製作所や茨城港常陸那珂港区など大手メーカーや物流の拠点があるため、村内の工業団地には、原子力関連企業だけでなく、製造業や建設業等の企業も立地している。

村内の中小企業の実態としては、大手メーカーの下請けから脱却し、独自の販路拡大の方向へ徐々にシフトしはじめている。元々、原子力技術に対応できるような高い技術力がある企業が多いため、そのポテンシャルは高いが、ほとんどの村内中小企業が、自ら新たな販路の拡大を図らなければならず、新製品の開発のための設備投資に伴う資金調達のほか、人口減少社会の進展に伴う人手不足という課題を抱えている。

このような厳しい状況に置かれている村内中小企業の問題解決のためには、先端設備の導入による労働生産性の向上が必要不可欠となっている。

(2) 目標

東海村では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中の2年間合計で4件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

東海村の産業は、原子力関連産業を中心に、製造業やサービス業を含めた非製造業など多岐にわたっており、広く生産性の向上を実現する必要がある。業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

東海村の産業は、工業団地だけでなく、駅周辺や国道6号線沿い、国道245号線沿いなど広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

東海村の産業は、原子力関連産業を中心に、製造業やサービス業を含めた非製造業など多岐にわたっており、多様な業種が東海村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。